

第2子以降出産給付金のご案内

1. 支給の対象となる方（支給対象者）

■①②に当てはまる方が支給対象者です。所得制限はありません。

- ① 第2子以降の子 ※1を出産した母またはその配偶者
- ② 基準日（対象児童の誕生日）に多治見市内で対象児童と同居し養育する父または母

※1：第2子以降の子とは

18歳に到達してから最初の3月31日までの間にある者から数え、対象児童が第2子以降であるかが基準となります。対象児童以外の子を数えるためには、当該子を監護し、かつ、生計を同じくしている必要があります。

2. 対象児童

■①～③のすべてに当てはまる児童が対象児童です。

- ① 令和5年4月1日以降に出生した児童
- ② 父または母に養育される実子
- ③ 基準日に多治見市に住民登録のある児童

3. 支給額

対象児童1人あたり10万円

4. 支給手続き

多治見市で行った手続きに応じて支給までの手続きが異なります。

■「児童手当 額改定届」を提出していただいた方

児童手当登録口座へ本給付金を積極支給します。本給付金を申請不要で受け取ることができます。

※支給前にお知らせを発送します。支給を希望されない場合には「受給拒否の申出書」をご提出ください。

■公務員の方や「児童手当 額改定届」の提出がないなど2人目以降の出産である旨確認が行えない方
申請書を各ご家庭に発送します。書類の記入及び提出後、審査を行い本給付金を支給します。

※1人目のお子さまのご出産であっても、申請書が発送される場合があります。2人目以降のご出産の場合にご申請ください。（その場合に1人目の生計が同一かどうかを確認するため、別途資料を求められることがあります。）

【ご注意ください】

※上記の口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※各種届出は、多治見市ホームページからダウンロードしていただくか、お問い合わせください。



「第2子以降出産給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

■お問い合わせは下記までお電話ください。

多治見市第2子以降出産給付金 窓口

0572-23-5732

(受付時間：平日8:30～17:15)

